

令和4年9月1日 No.96

一般社団法人 川崎市商店街連合会

<https://k-shouren.jp/>

☎044-548-4107

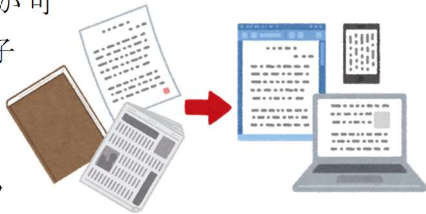
小売店舗の改正電子帳簿保存法

令和4年1月から電子帳簿保存法が改正されました。うちは関係ない・・・とは言えません。どんな事業者でも避けて通れません。以下の3点について確認しておいてください。

①電子取引はデータ、紙取引は紙かデータでの保存

経理書類は、これまで「紙」で保管するのが一般的でしたが、改正後は、紙ベースの取引は紙かデータでの保存が可能ですが、電子

取引の記録や帳簿等の保存はデータ



保存が必須となります。電子取引とは、請求書や領収書がメールで送信されてきた。備品購入などQRコード決済などオンライン決済で支払った。ネットで売買をしているなど。

②電子データが改ざんされていないことを担保

データ保存する際に、その電子データが改ざんされていないことを担保しなければなりません。については、タイムスタンプ（郵便物に押される「消印」のようなもの）を刻印する必要があります。タイムスタンプはワードやエクセルで作成することもできますが、認定されたタイムスタンプ業者と提携したスタンプ発行サービスを利用することもできます。「時刻認証業務認定事業者（TSA）

③データをすぐに探せて確認できるように保存

保管したデータが、取引先や日付などで検索できるように整理しておく必要があります。

市経済労働局長との意見交換

令和4年7月27日（水）に、市商連柳沢会長、鬼塚副会長、持田副会長、安陪副会長が川崎市経済労働局を訪問し、玉井経済労働局長と市内商店街の活性化や、市商連及び会員商店街への支援の拡充、防犯カメラ補助金の拡充、じもと応援

券の利用状況などについて意見交換を行いました。

商店街デジタルおきがる相談会

商店街の情報発信や会員間の連絡方法などについて、スマホやパソコンを利用した情報発信や情報共有の体験をしてみませんか。

専門家を無料で派遣しますので、スマホを使った、Zoom、LINEでの商店街会員や役員間での連絡方法の実現や、SNSやInstagramを使用した、商店街情報の発信方法などについて、体験や相談をしてみましょう。既にいくつかの商店街で、

「キャッシュレス決済の仕組み」や「スマホを使用したInstagramの

実践」、「Paypay導入体験」、「ホームページの運営」な



どについて取組みました。デジタル化について知識が無くても大丈夫です。

【問合せ】市経済労働局商業・サービス業振興担当
TEL044-200-2330

商店街観光ツアー

令和4年10月29日（土）に、中原区のもつみ・プレーメン通り商店街で「商店街観光ツアー」を開催します。

住吉神社での参拝や商店街ガイドツアーで個性的な店舗を巡ります。また、商店街の中でプレーメンの音楽隊を探すゲームや商店街のオリジナル商品の試飲や試食も楽しめます。

定員は30名（抽選）で、「市政だより」や「タウン誌」「市商連HP」などで参加者を募集します。10月1日から受付開始。

今回は市商連として初めてのイベントとなりますが、今後、商店街観光ツアーの開催を希望する商店街がございましたら、市商連までご相談ください。

【問合せ】市商連事務局 TEL044-548-4107